

2021 年度 大阪府環境保全活動補助金の審査基準について

1 審査の考え方

申請のあった事業について、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会運営要領第2及び大阪府環境保全活動補助金交付要綱第6条の規定により、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会において審査を行い、その結果を踏まえ、大阪府が予算の範囲内で事業者を決定するものとする。

2 審査基準

本補助金が、「豊かな環境の保全及び創造に資する自主的な活動を促進するため、他の模範となる環境保全活動等に対し補助金を交付する。」という制度であることから、申請のあった事業を下記の基準で評価する。

評価基準

- ① 府の環境保全・創造に寄与すると認められること。
- ② 府民の自主的な環境保全活動につながる波及効果や、環境・社会・経済の統合的向上への寄与が期待されるなど、成果が広く府民に還元されること。
- ③ 将来に向けた事業の継続や他事業への展開など、事業の発展性が認められること。
- ④ 経費の妥当性や計画の具体性のほか、適切な感染拡大防止対策が講じられていること。

3 審査方法

- (1) 審査にあたっては、事務局からの申請内容等の説明及び部会委員からの質疑等を実施し、その内容を踏まえて行う。
- (2) 審査については、上記基準を踏まえ、応募のあった事業について、過去5年度以内において、「本補助金交付実績が3回未満の団体」「本補助金交付を3回以上受けた実績のある団体」それぞれに対し、次の項目ごとに配点を行う。

《本補助金交付実績が過去5年度以内において3回未満の団体》

審査項目	評価の基準	配点
① 事業内容の環境の保全・創造への寄与	・ イベント内容の環境の保全・創造への寄与が認められるか ・ 環境に配慮した取組みを講じているか	25
② 事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	・ 事業実施による府民への波及効果、環境・社会・経済の統合的向上への寄与など、地域への還元性が認められるか	25
③ 事業の新規性・発展性	・ 新たな手法の導入や枠組みの構築などの新規性が認められるか ・ 将来に向けた事業の継続や他事業への展開など、事業の発展性が認められるか ・ 過去に実施した事業の場合は、過去の事業内容からの改善や発展性が認められるか	25

④ 事業手法の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費に妥当性があり、計画が具体的で実行性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・前回補助した事業がある場合、その事業が計画どおり実施され効果が認められたか ・適切な感染拡大防止対策を講じているか 	25
評価点合計		100

《本補助金交付を過去5年度以内において3回以上受けた実績のある団体》

審査項目		評価の基準	配点
申請事業の評価	① 事業内容の環境の保全・創造への寄与	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント内容の環境の保全・創造への寄与が認められるか ・環境に配慮した取組みを講じているか 	20
	② 事業内容の波及効果など成果の府民への還元性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による府民への波及効果、環境・社会・経済の統合的向上への寄与など、地域への還元性が認められるか 	20
	③ 事業の新規性・発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・将来に向けた事業の継続や他事業への展開など、事業の発展性が認められるか ・過去の事業内容からの改善や新規性、発展性が認められるか 	20
	④ 事業手法の適切性	<ul style="list-style-type: none"> ・経費に妥当性があり、計画が具体的で実行性があり、活動の効果が明確かつ妥当であると認められるか ・これまでの事業が計画どおり実施され効果が認められたか ・適切な感染拡大防止対策を講じているか 	20
事業に過去5年度以内の補助した	⑤ 事業計画の実行性・効果	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年度以内に補助した事業（3回分）が計画どおり実施され、目標を達成するために十分な活動が行われ、環境問題、課題解決に対する効果をあげたか 	20
評価点合計			100

- (3) 審査にあたっては、大阪府環境審議会環境・みどり活動促進部会出席委員による審査を行い、部会としての評価点を決定し、その結果を踏まえ、大阪府は原則として高得点の事業から予算の範囲内で採択する。ただし、同点となった事業については、部会の審議により順位を決定する。
また、申請団体の新規性に配慮する。
- (4) 審査の結果、評価点合計が60点未満となった事業は、原則採択しないものとする。
また、委員に対して不正行為目的の接触を行った団体の事業については、審査対象から除外することとする。